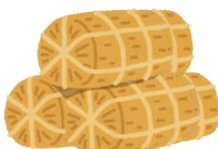




令和8年度



宇治市
農業関連補助事業
しおり



【問い合わせ先】

宇治市役所 産業観光部 農林茶業課

電話番号：0774-20-8723

FAX番号：0774-20-8977

Eメール：nourinchagyouka@city.uji.kyoto.jp



令和8年度 農業関連補助事業 しおり

目次

1. 人を支える

| | |
|---|------|
| 農業者おうえん事業 | P1~2 |
| 担い手づくり連携事業 | P1 |
| 農産物品質向上等習得支援補助金 | P1 |
| 新規就農者定着促進事業 | P2 |
| 新規就農者確保事業 | P3 |
| 農業者低利融資事業（新規就農応援資金） | P4 |
| 働きやすい農業支援事業 | P5 |
| 農業者等経営体育成支援事業 | P5 |
| 京のふるさと産品協会負担金／野菜等経営安定対策事業 ／山城産米改善運動推進負担金 | P6 |

2. 農地をつなぐ

| | |
|---------------------|----|
| つながる農地づくり事業 | P7 |
| 農業用廃プラスチック等適正処理推進事業 | P7 |
| 農地集積協力金事業 | P7 |
| 環境循環型農業促進事業 | P8 |
| 機構集積協力金交付事業 | P9 |
| 多面的機能支払制度推進事業 | P9 |

3. 持続可能な農業経営・新たなチャレンジを支援する

| | |
|-------------------|--------|
| 農業経営支援事業 | P10~11 |
| 農業経営レベルアップサポート事業 | P10 |
| 農産物販路拡大サポート事業 | P11 |
| 農業生産性等向上支援事業 | P12 |
| 農業用施設等導入チャレンジ事業 | P13~14 |
| 園芸作物用施設整備事業 | P13 |
| 新規水源確保支援事業 | P14 |
| スマート農業等導入チャレンジ事業 | P15 |
| 経営所得安定対策事業 | P16 |
| 良質米生産奨励支援事業 | P17 |
| 良質米生産強化支援事業 | P17 |
| ジャンボタニシ対策支援事業 | P17 |
| 農業者低利融資事業（農業経営資金） | P18 |

4. 茶業の継承・発展を支援する

| | |
|--------------------------|--------|
| 高品質茶ブランド力強化事業 | P19~26 |
| 高品質茶推進事業 | P19~23 |
| 環境にやさしい茶生産対策 フェロモン製剤導入促進 | P19 |
| 環境にやさしい茶生産対策 殺ダニ剤導入促進 | P19 |
| 手摘み茶推進対策 | P20 |
| 高品質茶生産振興 | P21 |
| 伝統技術継承対策 | P22 |
| 凍霜害対策 | P23 |
| 優良茶園振興事業 | P24~25 |
| 改植 | P24 |
| 新植 5a未満 | P24 |
| 茶園拡大 5a以上 | P25 |
| 宇治茶海外輸出支援事業 | P26 |
| 宇治茶おもてなし推進事業 | P27 |

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 農業者おうえん事業①(担い手づくり連携事業) |
| 概要 | JA京都やましろが実施する担い手づくりの取り組みとの連携により、 農業者の規模拡大に向けた経営指導や新規就農などを支援します。 |
| 補助対象者 | JA京都やましろ |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 農業者おうえん事業②(農産物品質向上等習得支援) |
| 概要 | 生産数量の増加や品質向上のための新たな知識や生産技術の習得を支援 します。 |
| 補助対象者 | 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で 農産物を生産する営農者等 |
| 補助率 補助額 | 対象経費の1/2以内 上限:10万円 |
| 対象経費 | 研修、生産・品質管理体制等の整備、試験・試作 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | <p align="center">農業者おうえん事業③(新規就農者定着促進事業)</p> |
| 概要 | <p>新規就農者の確保・定着をはかるため、市が認定する先進農家で実施する研修において、受入農家と新規就農者に対し支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>(1)研修指導推進支援事業……次のすべてに該当する<u>受入農家</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 受入農家として、市の認定を受けている ◎ 研修終了後も栽培技術、経営、販路拡大の指導を継続して行える <p>(2)新規就農者研修支援事業……次のすべてに該当する<u>新規就農者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 原則、研修開始時の年齢が45歳以下 ◎ 研修終了後は、1年以内に市内で就農する ◎ 就農後は、5年以上市内で営農し、市内で居住する意思がある |
| 補助率 補助額 | <p>(1)研修指導推進支援事業 報償金:2.5万円/月(期間:2年以内)</p> <p>(2)新規就農者研修支援事業 対象経費の2/3以内(期間:2年以内) 上限:20万円</p> |
| 対象経費 | <p>(2)の場合、研修に要する図書教材費、農業資材費など</p> |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 新規就農者確保事業 |
| 概要 | 次世代を担う農業者となることを志す方に対し、経営開始時から早期の経営確立を支援します。 |
| 補助対象者 | <p>就農時49歳以下の認定新規就農者（新規参入者、親元就農者〈親の経営に従事してから5年以内に継承した方〉）で、以下を満たす方</p> <p>(1) 経営発展支援事業 令和7年度以降に新たに農業経営を開始し、機械・施設等の導入をする方</p> <p>(2) 経営開始資金 前年の世帯所得が原則600万円以下の方</p> |
| 補助率 補助額 | <p>(1) 経営発展支援事業 上限：750万円（国1/2、府1/4、本人1/4） ただし、経営開始資金交付対象者の場合は、上限375万円</p> <p>(2) 経営開始資金 13.75万円/月（最長3年間）</p> |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | <p style="text-align: center;">農業者低利融資事業(新規就農応援資金)</p> |
| 概要 | <p>新たに就農する者が、事業資金を融資として受け取る際、低利で融資を受けられるように支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>以下のすべてに該当する方(宇治市への<u>申請は不要</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市内に住所(法人にあつては、本・支店所在地)を有し、営農する方 ◎ 就農開始から5年目までで、JA京都やましろの「新規就農応援資金」を利用する方 |
| 補助率 補助額 | <p>JA京都やましろ「新規就農応援資金」の融資利率: <u>通常金利から0.25%引き下げ</u></p> <p>※ 年度途中の金利変動の場合も下げ幅の変動なし</p> |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 働きやすい農業支援事業 |
| 概要 | 労働力不足の解消及び規模拡大を推進するため、労働環境改善の施設等の整備を支援します。 |
| 補助対象者 | 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産する営農者等 |
| 補助率 補助額 | 対象経費の1/2以内 上限:100万円(防犯カメラは、上限20万円) |
| 対象経費 | トイレ、更衣室、休憩所、手洗場、防犯カメラなどの整備 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 農業者等経営体育成支援事業(農地利用効率化等支援交付金) |
| 概要 | 地域が目指す将来の集約化への農地利用実現に向けた、経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。 |
| 補助対象者 | 以下のいずれかに該当する方 ◎ 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた方 ◎ 認定農業者・認定新規就農者として位置付けられた方 ◎ 地域における継続的な農地利用を図る方として市が認める方 |
| 補助率 補助額 | 融資残額のうち事業費の3/10以内 等(事業費は50万円以上) 上限:300万円 等 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 京のふるさと産品協会への支援 |
| 概要 | 京都府が実施する野菜等経営安定対策事業・ブランド推進事業の運営を行う(公社)京のふるさと産品協会に対し、会費負担金市町村割当額を負担します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 野菜等経営安定対策事業 |
| 概要 | 万願寺とうがらし、花菜の安定生産を図るため、出荷価格が基準を下回った場合、京都府、市町村、JA京都やましろ、生産者が積み立てた資金(負担金)から事業加入者(生産農家)へ減収分の一定割合について、実施主体である(公社)京のふるさと産品協会から補給金が交付されます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 山城産米改善運動推進への支援 |
| 概要 | 米の生産、流通をめぐる厳しい情勢に対処して、山城産米の生産改善を推進する山城産米改善運動推進本部の活動に対し、JA京都やましろと市町村から負担金を拠出します。 |

| | |
|-------|--|
| 事業名 | つながる農地づくり事業①(農業用廃プラスチック等適正処理推進事業) |
| 概要 | 農業者が使用した農業用廃プラスチックの回収・処分に要する経費を支援します。 |
| 補助対象者 | (1)回収事業 JA京都やましろ (2)処分事業 市内の農業者及び農業生産団体 |
| 補助額 | (1)(2)ともに 上限:20円/kg |

| | |
|-------|---|
| 事業名 | つながる農地づくり事業②(農地集積協力金事業) |
| 概要 | 農業従事者の高齢化や減少が進む中でも、農地を農地として守っていくために、地域の担い手へ農地の集積・集約を進め、農業の効率化や生産性の向上を目指すために、農地の出し手に協力金を交付します。 |
| 交付対象者 | 以下のいずれかの場合に該当する農地所有者(農地の出し手) (1)作付けされていない農地を市内の担い手に貸付し、作付けされた場合 (2)市外在住の農地所有者の農地を市内の担い手に貸付した場合 ※「担い手」とは、宇治市の「地域計画」で位置付けられている農業者 地域計画に位置付けられているかの確認は、農林茶業課へ |
| 交付額 | 協力金: 30,000円/10アール |
| 交付条件 | ◎ 交付対象者の(1)(2)ともに、 <u>5年以上の利用権設定が必要</u> ◎ 以下の場合は、 <u>交付対象外</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年未満の利用権設定 ・ 過去に同協力金の対象となった農地 ・ 現に耕作している農業従事者との利用権設定 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 機構集積協力金交付事業 |
| 概要 | 地域計画の策定地域内等において、農地バンクを活用して農地の集積・集約化に取り組む <u>地域に対して</u> 、協力金を交付します。 |

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 多面的機能支払制度推進事業 |
| 概要 | 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。 |
| 交付対象者 | <p>(1)農地維持支払交付金 水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等を地域の農業者等で取り組む組織</p> <p>(2)資源向上支払交付金 水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を農業者等で取り組む組織</p> |
| 交付条件 | (1)(2)ともに、地域共同で取り組む活動について事業計画を作成し、 <u>認定を受ける必要がある</u> 。認定後も、活動の実施・報告が必要。 |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 農業経営支援事業①(農業経営レベルアップサポート事業) |
| 概要 | 農業経営の規模拡大や安定化に向け、目標達成のために専門家等を活用する取組を支援します。 |
| 補助対象者 | 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産する営農者等 |
| 補助率 補助額 | 対象経費の1/2以内 上限:10万円 |
| 対象経費 | 当該年度の交付決定日から同2月末日までに専門家等の活用にかかる、謝金、委託費、旅費等 |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 農業経営支援事業②(農産物販路拡大サポート事業) |
| 概要 | 経営改善、農産物の消費拡大等を進め、地域農業の振興に資する活動を支援します。 |
| 補助対象者 | <p>(1)資格・認証等の導入、商談会・展示会等への参加等 / (2)直売環境整備 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産する営農者等</p> <p>(2)の場合、上記に該当し、①認定農業者、または、②認定農業者を1名以上含む3戸以上の団体</p> |
| 補助率 補助額 | <p>(1)資格・認証等の導入、商談会・展示会等への参加等 対象経費の1/2以内 上限:10万円</p> <p>(2)直売環境整備 対象経費の1/2以内 上限: ①認定農業者 15万円 ②団体 30万円</p> |
| 対象経費 | <p>(1)公的な資格・認証等の導入、商談会・展示会等への参加や普及啓発等 (有機JAS、GAP、HACCP)</p> <p>(2)直営店舗、通販サイト、自動販売機等、直売を行う設備の購入・設置・整備</p> |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 農業生産性等向上支援事業 |
| 概要 | 生産コスト上昇分の農産物への価格転嫁が難しい仕組みの中、物価高騰対策として、生産性の向上、効率化、省エネ化等を目的とした資材・機器の導入を支援します。 |
| 補助対象者 | 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産する営農者等 |
| 補助率 補助額 | 対象経費の1/2以内 上限:1経営体につき同年度に20万円 |
| 対象経費 | 事業内容に沿う取組に要する経費 |
| その他 | <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 収量の増加、省エネルギー化、労働の効率化等、改善される事項を明示すること ◎ 設置、施工費用を含む ◎ 機器・資材等の点検、修理は対象外 ◎ 一般的に農作業以外にも使用可能なものは対象外(軽トラック、パソコン、プリンタ等) |

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 農業用施設等導入チャレンジ事業①(園芸作物用施設整備事業) |
| 概要 | 市内でのパイプハウスなどの農業用施設の新規設置やリース利用経費を支援します。 |
| 補助対象者 | (1)新規設置支援／(2)リース利用支援 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産する営農者等 (1)の場合、上記に該当し、認定農業者、認定新規就農者、またはいずれかに認定される見込みであること |
| 補助率 | (1)新規設置支援 対象経費の1/4以内かつ、国・京都府の補助金額の1/2以内 →国・京都府・宇治市の補助金の合計が補助対象経費の合計3/4以内 (2)リース利用支援 支払リース料の1/2以内 |
| 補助額 | (1)新規設置支援 上限:300万円 (2)リース利用支援 上限:4万円(設置面積1aあたり) |
| 対象経費 | (1)新規設置支援 該当年度に国や京都府が実施する事業を活用し、農業用ハウスの新設にかかる経費であること(国や京都府の交付決定を受けていること) (2)リース利用支援 JA京都やましろへ支払う農業用ハウスの賃借料 ※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に発生した利用料 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 農業用施設等導入チャレンジ事業②(新規水源確保支援事業) |
| 概要 | 安定的に農業用水を確保するため、井戸の掘削など、新規水源確保の整備を支援します。 |
| 補助対象者 | <p>以下のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市内に住所か事業所所在地があり、所有権か利用権がある、市内の圃場で農産物を生産し、営農する方等 ◎ 認定農業者、認定新規就農者、またはいずれかに認定される見込みであること |
| 補助率 補助額 | <p>事業費の1/2以内 上限:50万円</p> |
| 対象経費 | <p>農業用の井戸の掘削、水中ポンプ・揚水管の据付、給水設備・電気設備施工及びこれらに附帯する設備の施工などで、以下をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 当該施設での受益農地面積が5a以上であること ◎ 実施個所が、市内の農振農用区域内もしくは生産緑区域内の農地であること |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 良質米生産奨励支援事業①(良質米生産強化支援事業) |
| 概要 | やましろ産米の特Aランクの獲得に向け、特別栽培米やこだわり米などの良質米の生産強化のため、市内農業者を支援します。 |
| 補助対象者 | 以下の内容に取り組む市内農業者(事業実施主体:JA<市内の支店等に限る>) ◎ 有機質の肥料を窒素成分の50%以上使用 ◎ 斑点米カメムシやウンカ類の病害虫防除の薬剤散布は2回までに制限 ◎ 高温障害を避けるため、田植えの時期を調整 |
| 補助率 補助額 | 市内のJA京都やましろに出荷した米1袋(30kg)あたり500円 |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 良質米生産奨励支援事業②(ジャンボタニシ対策支援事業) |
| 概要 | ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)による水稻の食害を防止するため、ジャンボタニシを防除及び殺貝する薬剤の購入経費を支援します。 |
| 補助対象者 | JA京都やましろ、市内の農業者及び農業生産団体 |
| 補助率 補助額 | 薬剤購入額の1/3 上限:1農業者等あたり10万円 |
| 補助条件 | 薬剤は、農林水産省に登録されているジャンボタニシの防除及び殺貝を目的としたもの |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 農業者低利融資事業(農業経営資金) |
| 概要 | 農業者が事業資金を融資として受け取る際、低利で融資を受けられるように支援します。 |
| 補助対象者 | <p>以下のすべてに該当する方(宇治市への<u>申請は不要</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市内に住所(法人にあっては、本・支店所在地)を有し、営農する方 ◎ JA京都やましろの「農業経営資金」を利用する方 |
| 補助率 補助額 | <p>JA京都やましろ「農業経営資金」の融資利率: 通常金利から<u>0.25%引き下げ</u></p> <p>※ 年度途中の金利変動の場合も下げ幅の変動なし</p> |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業①】 (環境にやさしい茶生産対策 フェロモン製剤導入促進) |
| 概要 | 宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。 |
| 補助対象者 | 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 標準事業費:9,975円/10アール(個数単価計算) 補助率:1/2以内 |
| 対象経費 | フェロモン製剤(ハマキコン)購入費用 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業②】 (環境にやさしい茶生産対策 殺ダニ剤導入促進) |
| 概要 | 宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。 |
| 補助対象者 | 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 標準事業費:4,350円/10アール 補助率:1/2以内 |
| 対象経費 | 殺ダニ剤(マシン油乳剤) 購入費用 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業③】 (手摘み茶推進対策) |
| 概要 | 宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。 |
| 補助対象者 | 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 標準事業費:3,000,000円 補助率:1/2以内 |
| 対象経費 | 茶摘み子確保のための経費 |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | <p align="center">高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業④】 (高品質茶生産振興)</p> |
| 概要 | <p>宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 市長が補助金の交付が必要と認める団体等</p> |
| 補助率 補助額 | <p>補助率：一律1／3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 寒冷紗二重式 標準事業費：2,250,000円／10アール ◎ 寒冷紗一重式 標準事業費：1,300,000円／10アール ◎ 永久棚直付式 標準事業費：650,000円／10アール ◎ 被覆張替え 標準事業費：650,000円／10アール ◎ 点滴灌水施設 標準事業費：400,000円／10アール |
| 対象経費 | <p>次に掲げる高品質茶の生産に必要な経費 (工事費含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 寒冷紗二重式 ◎ 寒冷紗一重式 ◎ 棚整備(永久棚) ◎ 被覆張替え ◎ 点滴灌水施設 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | <p align="center">高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業⑤】 (伝統技術継承対策)</p> |
| 概要 | <p>宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | <p>補助率：一律1／3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被覆資材設備(よし関係費用) 標準事業費：260,000円／10アール ◎ 被覆資材設備(わら) 標準事業費：40,000円／10アール ◎ 被覆資材処分費 標準事業費：21,000円／10アール ◎ 棚整備(木杭) 標準事業費：380,000円／10アール ◎ 棚整備(永久棚) 標準事業費：975,000円／10アール |
| 対象経費 | <p>ほんず被覆に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被覆資材設備(寒冷紗は対象外とする) ◎ 被覆資材処分費(寒冷紗の処分費は対象外とする) ◎ 棚設備(木杭) ◎ 棚整備(ほんず用の永久棚) |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | <p align="center">高品質茶ブランド力強化事業【高品質茶推進事業⑥】 (凍霜害対策)</p> |
| 概要 | <p>宇治茶製法の特徴である「手摘み」「覆下栽培」をすすめるとともに環境にやさしい茶生産を推進する取り組みに対して支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | <p>補助率：一律1/3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 防霜ファン 標準事業費：750,000円/10アール ◎ スプリンクラー 標準事業費：1,050,000円/10アール |
| 対象経費 | <p>凍霜害防止設備に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 防霜ファン ◎ スプリンクラー霜ファン <p>※ ただし、設置した機材は、事業終了報告書に記載されている完了年月日より7年間は、凍霜害対策申請の対象外とする。</p> |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【優良茶園振興事業①】 (改植) |
| 概要 | 茶園の新規造成及び優良品種への新改植を奨励する取り組みに対して支援します。 |
| 補助対象者 | 以下のいずれかに該当する方 ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 標準事業費:627,000円/10アール 補助率:1/2以内(※の場合は3/4以内とする) ※ 京都府奨励品種のうち宇治種及び市が指定するその他の品種へ改植する場合 |
| 対象経費 | 改植に係る抜根整地、土壌改良資材、土壌病害虫資材、基肥及び苗木代他に 必要な経費 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【優良茶園振興事業②】 (新植 5a未満) |
| 概要 | 茶園の新規造成及び優良品種への新改植を奨励する取り組みに対して支援します。 |
| 補助対象者 | 以下のいずれかに該当する方 ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 標準事業費:250,000円/10アール 補助率:1/2以内(※の場合は3/4以内とする) ※ 京都府奨励品種のうち宇治種及び市が指定するその他の品種へ新植する場合 |
| 対象経費 | 新植に係る造成、土壌改良資材、苗木等に必要な経費 |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | <p align="center">高品質茶ブランド力強化事業【優良茶園振興事業③】 (茶園拡大 5a以上)</p> |
| 概要 | <p>茶園の新規造成及び優良品種への新改植を奨励する取り組みに対して支援します。</p> |
| 補助対象者 | <p>以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | <p>標準事業費:1,500,000円/10アール 補助率:1/2以内(※の場合は3/4以内とする) ※ 京都府奨励品種のうち宇治種及び市が指定するその他の品種へ茶園拡大する場合</p> |
| 対象経費 | <p>茶園拡大に係る造成工事、土壌改良資材、土壌病害虫資材、基肥及び苗木代 他に必要な経費</p> |

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 高品質茶ブランド力強化事業【宇治茶海外輸出支援事業】 |
| 概要 | 新たな販路拡大のため、宇治茶の海外への輸出に必要な認証取得や海外向けの残留農薬検査に取り組む生産者に対して支援します。 |
| 補助対象者 | 以下のいずれかに該当する方 ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | (1)各種認証取得等 補助対象経費の1/2以内 補助上限：50,000円 (2)残留農薬検査 補助対象経費の1/2以内 補助上限：35,000円 (同一取引につき1回限り) |
| 対象経費 | (1)： 輸出に必要な各種認証取得にかかる経費 有機JASやその他輸出に必要な認証を取得するために登録認証機関に支払う経費 (2)： 海外向け残留農薬検査にかかる経費 残留農薬検査(茶の残留農薬が輸出先の国の農薬基準に適合しているかどうかについて検査すること)を受けるために支払う経費 |

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 宇治茶おもてなし推進事業 |
| 概要 | 宇治市の伝統産業である宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成並びに宇治茶の生産振興を図るため、市内の茶生産者団体等が市内産宇治茶の普及又は品質向上、市場動向の調査研究のために行う事業に要する経費を支援します。 |
| 補助対象者 | 以下のいずれかに該当する方 ◎ 宇治市在住の茶生産農家により構成される茶生産組合等 ◎ 市長が補助金の交付が必要と認める団体等 |
| 補助率 補助額 | 補助限度額:200,000円 補助率:1/2以内 |
| 対象経費 | 原材料費、会場設営費、旅費(交通費のみ)、運搬費、講師謝礼、食糧費等、事業実施に必要な経費 |

あぐりメールに登録しませんか？

宇治市では、農業情報の発信に『あぐりメール』を活用しています！！
ぜひ登録していただき、有益な情報を入手しましょう！！

《配信内容》

- ・補助金に関すること
- ・勉強会やセミナーに関すること など

《配信時期》

不定期

《登録費用》

無料



↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓ 配信登録方法はこちら ↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

配信を希望される方は、氏名・ふりがな・住所・電話番号を明記し、
メールをagrimail@city.uji.kyoto.jpまで送信してください。

右記のQRコードを読み込むと、メール作成画面が開きます。



お気軽に
お問い合わせください！



宇治市宣伝大使
ちはや姫